

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ラオス	ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,500,000千円 ----- -----	2020.6.5 ビエンチヤンで (同日)	日本側 竹若敏三在ラオス大使 ラオス側 トンサクワン・ボムヴァイハーン外務副大臣	2020.6.23 229号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	317,000千円 2028.12.31まで	2020.7.16 ビエンチヤンで (同日)	日本側 竹若敏三在ラオス大使 ラオス側 トンサクワン・ボムヴァイハーン外務副大臣	2021.11.4 345号
ラオス	ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 ----- -----	2020.8.23 ビエンチヤンで (同日)	日本側 茂木敏充外務大臣 ラオス側 サルムサイ・コンマセン外務大臣	2020.9.3 377号
ラオス	教員養成校改善計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	教員養成校改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,912,000千円 2027.12.31まで	2020.8.23 ビエンチヤンで (同日)	日本側 茂木敏充外務大臣 ラオス側 サルムサイ・コンマセン外務大臣	2020.9.3 378号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。